

「地域商業環境づくり支援事業」運營業務委託 仕様書

この仕様書は、福島県が実施する「地域商業環境づくり支援事業」（以下「事業」という。）を円滑かつ効果的に実施するため、事業の運営に係る業務（以下「業務」という。）の委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）の間で必要な事項を定める。

1 事業の目的

商店街等のにぎわいづくりや、販路拡大・顧客獲得のための取組やDXの活用など、まちなかや地域商業の課題解決のための取組について市町村を通じて補助する。また、補助期間終了後も持続的な取組となるよう、専門家による事業分析等により事業実施主体を伴走支援し、取組をモデル事例として展開を図る。

2 業務の期間

契約締結の日から令和8年3月6日（金）まで

3 業務の内容

業務の内容は、次のとおりとする。ただし、本事業の遂行のために、より効果的な提案がある場合には、この限りではない。

また、本仕様書に明記されていない活動で、事業目的を達成するために効果的な業務の遂行に係る方策について、企画提案に盛り込んだものも含むものとする。

(1) 概要

事業を円滑かつ効果的に実施するために事務局を開設し、支援する市町村に対して適時適切な助言を行うことができる専門家（人数は別途指定する）からなる伴走支援体制（以下「応援チーム」という。）を構築する。また、事務局として支援市町村の現況把握に努め、適宜課題調査や専門家の招聘、関係団体間の連絡調整、定期的な打合せの日程調整等を行う。

なお、支援市町村は県内全域から5件程度の採択を想定している。

(2) 事業全体の想定年間スケジュール

時期	実施項目
支援市町村の事業期間 (5月上旬頃～2月末)	【支援先市町村全体で実施】 ・全体会 (初回打合せ後) 【市町村ごとに支援を実施】 ・効果的な取組とするため、事業課題を探る調査を実施し、伴走支援計画を策定 ・初回打合せ (事業開始時期) ・定期支援 (事業期間中、定期的に) ・総括打合せ (1月末～2月) 【伴走支援専門家を中心として実施】 ・戦略推進会議 (事業期間中、適宜)

1月～2月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業の事例発表会の開催 想定参集範囲：各市町村担当者、伴走支援専門家 内容：実施事業の取り組み事例を広報する
--------	---

(3) 具体的な業務内容

事務局の業務内容は以下のとおりとする。ただし、本事業の遂行のために、より効果的な提案がある場合には、甲乙協議の上その内容を定める。

① 応援チームの設置、管理

ア 専門家（まちづくり先駆者、関係分野の専門家）のリストアップ

支援市町村が必要とするサポートの内容に沿って、取組の熟度向上に資する専門家をリストアップする。事業実施期間の途中にも随時情報収集し、リストの充実に努める。

イ 専門家の招聘

応援チームには、支援市町村ごとに下記の通り専門家を招聘し、専門家の現地派遣に係る連絡調整と報酬の支払いを行う。

各専門家の招聘は、甲の既存ネットワークや乙の提案等を踏まえた上で、支援市町村の支援希望等とも十分にすり合わせたのち、甲が決定する。

(ア) メイン専門家	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じ関与。事業経過を把握し、事業実施にあたっての助言を行う。 ・支援市町村ごとに1名（複数市町村の兼務は可）。 ・支援する事業に必要な分野に知見を有する専門家を適宜サブ専門家として提案する。
(イ) サブ専門家	<ul style="list-style-type: none"> ・適時関与。必要な知見を提供する。 ・支援市町村のニーズ等に応じて、メイン専門家からの提案も勘案し、随時招聘する。

ウ 伴走支援計画の策定

事業全体の想定年間スケジュールを下地に、専門家や支援市町村関係者の事情を加味して調整の上、支援市町村個別の伴走支援計画（事業の達成目標、成果指標、支援市町村の求める支援、打合せの開催スケジュール等をまとめたもの）を作成し、甲に提出する。日程や内容は期間中随時調整しアップデートしながら、年間を通して円滑に事業が進むよう支援する。

エ 応援チームの進捗管理

年間を通して支援市町村の商業環境の把握に努め、支援市町村、専門家及び甲などの応援チーム構成員と連絡調整を行い、市町村が実施する事業や、ウの伴走支援計画の進捗状況を管理する。また、適宜甲への状況報告と、必要に応じて改善案の提示を行う。

オ 定期的な打合せの調整、開催

事業の安定的な運営への助言を目的に、ウで取りまとめた伴走支援計画に則って下記により定期的な打合せを設定する。なお、支援市町村の事業進捗などによっては、甲乙での協議と支援市町村との調整の上で、委託契約額の範囲において打合せ頻度を加減することができる。

<p>▷ 打合せは支援市町村ごとに、おおむね以下のとおり実施する。実施の際は、甲、市町村のほか参集するメイン専門家及びサブ専門家とも十分に調整すること。</p> <p>【打合せ開催イメージ】 (支援先市町村全体で実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体会 各支援市町村関係者間の情報交換として1回 <p>(支援市町村ごとに実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回打合せ 方向性の確認、年間計画として1回 ・定期支援 提案、アドバイス、経営分析等として5回程度 ・総括打合せ 成果検証として1回 <p>(伴走支援専門家を中心として実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略推進会議 事業全体を通じた提案、アドバイスとして3回 <p style="text-align: right;">※全体会1回及び定期支援1回は戦略推進会議を兼ねる</p> <p>【専門家出席回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メイン専門家 計9回程度 ・サブ専門家 計3回程度

② 事例発表会の調整、運営

年度の後半に、各支援市町村が県内市町村に向けて取組事例の発表を行う機会の設定及び運営を行う。発表会については、対面による開催とし、会議の様子をオンラインで配信する。また、支援市町村の取組事例に係る発表資料について、作成支援を行う。

(4) 業務実施体制

- ① 乙は、業務に従事する「企画運営者」を1名以上定め、本事業の取りまとめ責任者として甲との連絡調整を行う「業務責任者」1名を別に定める。
- ② 乙は、「業務責任者」、「企画運営者」を業務従事者として、甲に報告するものとする（様式は任意）。
- ③ 乙は、②により甲に報告する従事者のほか、業務の範囲で示す内容が確実に遂行できる体制を確保するものとする。

(5) 実施結果のとりまとめと報告

乙は、本事業の終了にあたって、事業実施結果を取りまとめ、その効果、改善すべき点等を甲に報告する。

4 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

書類種別	提出時期	契約締結後 速やかに	業務期間中 適時	成果報告時
【任意様式、一部別記様式あり】				
(1) 契約行為に対する書類				
ア 委託業務着手届		○		
イ 業務従事者報告書 (※1)		○		
ウ 委託業務打合せ簿			○	

エ 実施状況報告書 (※2)		○	
オ 委託業務完了報告書			○
カ 実績報告書 (※3)			○
(2) 事業実施内容に関する書類 (※4) 【任意様式】			
ア 派遣候補の専門家リスト		○	
イ 支援市町村ごとの伴走支援計画	○ (※5)	○	○
(3) 成果品 【任意様式】			
ア 事業実施結果報告書			○2部
イ 支援成果を取りまとめた冊子			○2部 (※6)
(4) その他甲が必要と認める書類 【都度指定】			

※1 業務従事者報告書の記載事項には、緊急時連絡体制を含む

※2 資料の例：支援先の取組進捗状況聞き取り、支援先との打合せ資料 等

※3 実績報告書は、委託期間終了後、本業務の収支決算書及び事業経費の明細が分かる書類を添えて、甲が別途指示する日までに提出すること。

※4 事業内容に関する書類は、内容を応援チーム全体で情報共有を図る。

※5 個別の伴走支援計画は、事業着手し、メイン専門家や市町村等と打合せを行ったのち速やかに提出すること。

※6 支援成果の冊子は、紙資料の他、印刷用データも併せて提出すること。

5 業務上の留意事項

(1) 事業の実施にあたっては、国等が示す感染防止対策に取り組むこと。

(2) 当初の業務計画通りに事業の実施が困難と判断される場合は、随時、甲乙協議するものとする。

(3) 本業務の実施に当たって必要となり取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満であること。

なお、10万円を超える備品等について、リースあるいはレンタルで対応できるものは、財産の取得ではなく、極力リース等で対応すること。

(4) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(5) 事業実施に伴う個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

6 その他

(1) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。

(2) 委託業務に関連する書類・領収書等は、事業終了後5年間保存するものとする。

(3) 本事業は、会計実地検査の対象であり、検査がある場合は協力すること。